大阪市立福島小学校体育施設開放事業にかかる 利用者の心得

施設の利用を認められた者は、次の事項を守ること。違反した場合は、利用を差し止めることがある。なお、この事業は、営利を目的とした個人または団体の利用は認めない。

- 1. 利用団体の責任者は、利用許可時間中、当該団体の指導監督にあたること。
- 2. 学校への来訪にあたっては、自動車などを利用しないこと。必要やむを得ず利用した 場合は、路上駐車せず、正規の場所に収めること。
- 3. 入退場は指定された出入口からまとまって行い、施錠や立ち番等、不審者侵入防止に 万全を期すること。
- 4. 許可された種目以外の運動をしないこと。
- 5. 決められた利用時間内での入退場を厳守すること。
- 6. 指定された場所以外に立ち入らないこと。
- 7. 施錠及び設備等を破損もしくは亡失した場合は、ただちに運営委員会に報告のうえ自己の負担により速やかに原状に復する。
- 8. 活動中は常に安全確保に留意すること。
- 9. 予期しない災害や事故に備えて、スポーツ安全保険・損害賠償責任保険等に加入すること。
- 10. 利用等における負傷や疾病については、当該団体の責任者が対処すること。
- 11. 学校の敷地内は禁煙とする。
- 12. 火気の使用、酒類の持ち込みはしないこと。
- 13. ペット等、動物は持ち込まないこと。
- 14. 利用後の後始末、清掃(特に、トイレ及びその周辺の土を洗い流す等)は利用者が行い、ゴミは持ち帰ること。
- 15. 後始末、清掃、戸締り、消灯、施錠等の確認と点検は、利用団体責任者が行うこと。
- 16. 学校周辺住民に迷惑をかけないこと。特に騒音や歓声には注意すること。迷惑をかけた場合には、ただちに運営委員会に報告のうえ、利用団体責任者が対処すること。
- 17. 学校の電話を使用したり、取り次いでもらったりしないこと。また、湯茶の提供は受けないこと。
- 18. 少人数の利用が常態の団体は、他団体との同時利用等、多くの人が参加できるよう協力すること。
- 19. その他、運営委員会の指示する事項に従うこと。